

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 男女共同参画社会とは	1
2 これまでの経緯	3
3 計画策定の趣旨	3
4 計画の位置づけ	3
5 市民、事業者、行政の役割（責務）.....	4
6 市における基本理念と基本目標	5
7 計画の期間	6
8 計画の体系	7
第2章 計画の内容	8
I 男女が互いの人権を認め合う意識づくり	9
1 男女共同参画についての理解・意識づくりの推進	9
（1）家庭・学校・地域等における理解・意識づくりの推進	9
（2）男性・子どもへの理解・意識づくりの推進	10
（3）広報・啓発活動による理解・意識づくりの推進	11
2 国際的視野に立った男女共同参画の推進	13
（1）国際社会の動向の把握	13
（2）国際理解・国際交流の推進	13
II あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり	14
1 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進.....	14
（1）各種審議会・委員会等への女性の積極的登用.....	14
（2）女性の人材育成と管理・指導的立場への登用促進	15
2 家庭・地域社会における男女共同参画の促進	17
（1）家庭生活での男女共同参画の促進	17
（2）まちづくりや防災活動等での男女共同参画の促進	19
III 男女がいきいきと働ける環境づくり	20
1 働く場における男女共同参画のための環境整備	20
（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保	20
（2）働きやすい職場環境の整備	21
2 女性の就業等チャレンジ支援	23
（1）女性の職業能力の訓練・開発と再就職等の支援.....	23
（2）自営業等に従事する女性の支援.....	24
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	25
（1）ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	25
（2）育児・介護等と仕事の両立のための環境整備.....	26

IV 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり	28
1 生涯を通じた健康支援	28
(1) ライフステージに応じた健康支援	28
2 安心して子育てできる環境整備	30
(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実	30
(2) 地域ぐるみでの子育て支援の推進	31
(3) ひとり親家庭等への支援	32
3 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせるための環境整備	33
(1) 高齢者・障害者・外国人等が暮らしやすい環境整備	33
(2) 高齢者・障害者・外国人等の社会参加の促進	33
4 配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備	35
(高梁市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	
(1) 配偶者等に対する暴力の防止	35
(2) 配偶者等に対する暴力の被害者支援	36

第3章 計画の推進

1 市民・事業者等との協働・連携による計画の推進	39
2 庁内の推進体制	40
3 関係機関との連携	40
4 計画の進行管理	40

資 料

主な取り組み及び数値目標一覧	43
高梁市男女共同参画推進条例	50
高梁市男女共同参画推進条例施行規則	53
男女共同参画社会基本法	55
配偶者暴力防止法	59
用語解説	68
男女共同参画関係年表	72